

平成30年度国民健康保険料の料率について

国民健康保険料は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の3つに区分され、さらにそれぞれの区分毎に、所得割、被保険者均等割及び世帯別平等割の3つに区分されます。

条例で規定する賦課割合は、国民健康保険の都道府県単位化に伴い、所得割を保険料総額の100分の56（改正前100分の50）、均等割を保険料総額の100分の31（同100分の35）、平等割を保険料総額の100分の13（同100分の15）に平成30年2月定例会において条例改正しております。

平成30年度の国民健康保険料の料率は、都道府県単位化により財政の仕組みが大きく変更されたことを考慮し、平成29年度決算において見込まれる繰越金を活用することで、前年度と同水準の保険料となるよう、次のとおり改定いたしました。

賦課限度額については、医療分が58万円で前年度から4万円の引き上げ、後期高齢者支援金分が19万円、介護分が16万円で、前年度と同額となっております。

なお、所得割計算の基となる旧ただし書所得とは、総所得金額等から基礎控除の33万円を控除した額です。

1 医療分

区分	平成30年度	平成29年度	対前年度比較
所得割	旧ただし書所得の 5.73%	旧ただし書所得の 5.51%	0.22ポイント
均等割	23,640円	24,360円	-720円
平等割	16,440円	17,640円	-1,200円
賦課限度額	580,000円	540,000円	40,000円

2 後期高齢者支援金分

区分	平成30年度	平成29年度	対前年度比較
所得割	旧ただし書所得の 2.49%	旧ただし書所得の 2.22%	0.27ポイント
均等割	9,840円	10,200円	-360円
平等割	6,840円	7,560円	-720円
賦課限度額	190,000円	190,000円	0円

3 介護分

区分	平成30年度	平成29年度	対前年度比較
所得割	旧ただし書所得の 2.07%	旧ただし書所得の 2.10%	-0.03ポイント
均等割	10,320円	11,760円	-1,440円
平等割	5,040円	6,000円	-960円
賦課限度額	160,000円	160,000円	0円

4 一人当たり保険料

平成30年度	平成29年度	対前年度比較
106,027円	106,084円	-57円(0.05%減)

※ 一人当たり保険料は、保険料率決定時の見込数値による平均値で、法定軽減分を除いております。

なお、前年度とほぼ同水準としておりますが、賦課割合改正の影響により、世帯の加入状況、所得によって、保険料の増減が発生します。

以 上
福祉健康部 保険年金課